

放課後児童クラブ 山王学舎 運営規定

この運営規定は、放課後児童クラブ山王学舎の運営内容を定める規定とする。

(名称及び所在地)

第1条：名称は「放課後児童クラブ山王学舎」といい、福岡市博多区博多駅南6丁目5-2に所在する。

(事業の目的)

第2条：放課後児童クラブ山王学舎は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条：放課後児童クラブ山王学舎は、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にない小学校に就学している児童を対象として、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。

2 放課後児童クラブ山王学舎は、利用者の人権に十分配慮し放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。

3 放課後児童クラブ山王学舎は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

4 放課後児童クラブ山王学舎は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブ山王学舎が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するように努めなければならない。

5 放課後児童クラブ山王学舎は、その運営内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

6 放課後児童健全育成事業を行う場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。

7 前6項のほか、放課後児童クラブ山王学舎は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」、「放課後児童クラブ運営指針(平成27年厚生労働省雇児発0331第3)」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、運営に取り組むものとする。

(職員の職種、員数及び役割)

第4条：事業所における職員の種類、員数及び役割は、次のとおりとする。

(1)通常平日の職員の配置数

放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人とする。ただし、その1人を除き補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう)をもってこれにかえることができる。放課後児童支援員とは「福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日)」に定める放課後児童支援員をいう。補助員を必要に応じて配置する。

(2)利用者が20人未満の開所時の職員の配置数

放課後児童支援員2人とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれにかえることができる。

(3)職員の役割

- ①一人ひとりの子どもの状態を把握する
- ②子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる
- ③本学童保育所で過ごす上で必要な基本的な生活習慣を習得することを援助する
- ④遊びや諸活動を通じて、一人ひとりの子どもの生活を支え、発達を促す
- ⑤危険から子どもを守るとともに、子どもが自ら守りお互いを守る力を育てていく
- ⑥保護者との伝え合いを通じて、子どもの育つ家庭での生活を支える
- ⑦地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする
- ⑧学校や地域、その他関係機関との連携を深める

(4)職員の職務

- ①日々の学童保育の活動を日誌に記載すること
- ②保育料等の納入状況を点検すること
- ③定期的なスタッフミーティングに出席すること
- ④学童保育施設安全点検・衛生点検表を確認すること
- ⑤緊急時の連絡調整に関すること
- ⑥学童保育施設の安全・衛生を維持する諸活動を実施すること
- ⑦その他当該学童保育施設の日常的な運営を統括すること
- ⑧児童の育成支援計画を策定すること
- ⑨行事を計画し実施すること
- ⑩学童保育に関する教育、研修を計画的に実施すること

(開所日及び保育時間)

第5条：事業所の開所日及び保育時間は、次のとおりとする。

(1)開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及びお盆(3日間)、年末年始(4日間)を除く日

(2)保育時間

- ア. 小学校の授業日：放課後から午後 9 時まで
- イ. 小学校の授業の休業日：午前 8 時から午後 9 時まで
- ウ. 延長保育時間：午後 9 時以降午後 10 時までとイ項の午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までとする。

2 台風、大雪などの天災による臨時休校日、インフルエンザなどの感染症による学級閉鎖のときなど、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日を開所し、又は、開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第 6 条：事業所で行う支援の内容は、「放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年厚労省 日雇児発 0331 第 34 号)」第 3 章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容とする。(利用者の保護者が支払うべき額等)

第 7 条：保育諸料金額は、次の掲げる額とする。

(1) 入会金 5,000 円

(2) 保育料 (月額)

・通常月：27,000 円(21 時までお預かり)

33,000 円(22 時までお預かり)

・延長料：1 時間毎 500 円

(3) スポット保育料

午前 8 時半から 13 時半まで 3,000 円

午後 14 時から 21 時まで 4,000 円

1 日お預かり(8 時半から 21 時まで) 6,000 円

2 前項(1)については、つぎのとおり減免制度を設けるものとする。同時に放課後児童クラブ山王学舎を利用する最年少の児童から順に 2 人目については保育料 3,000 円減額とする。

3 前 2 項に規定する保護者負担額その他、遠足等の行事の交通費や食費などの実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し行事の内容及び費用について説明を行い保護者の同意を得るものとする。

4 利用者の保護者は、前項の額を放課後児童クラブ山王学舎に持参・振込にて支払うものとする。

5 支払期日

1 項(1)入会金及び設備費：入会日の前日まで

1 項(2)(3)：翌月分を毎 26 日

(通常の事業の実施地域)

第 8 条：放課後児童クラブ山王学舎の通常の事業の実施地域は、福岡市博多区春住小学校、那珂小学校、東光小学校、東住吉小学校を中心とする。

(児童の定員)

第 9 条：支援の単位の定員は最大 19 人とする。放課後児童クラブ山王学舎には、1 つの支援の単位をおくことができ最大 19 人とする。

(入会手続きと保育開始)

第 10 条：入会手続きと養護養育の開始は、下記による。

- ①保護者から入会申し込みを受け入れる。
- ②受領した入会申し込み書類内容確認や保育開始日、その他を職員が保護者と打ち合わせる。
- ③入会金や保育諸料金などの請求手続きを行い、受領する。
- ④職員は、受け入れ準備を行う。
- ⑤養護養育開始日から放課後児童クラブ施設でお預かりする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第 11 条：保護者は、事業の利用に当たっては、次に挙げる内容に留意すること。

(1)利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に届け出ること。

(2)感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められる場合は、放課後児童クラブ山王学舎は、利用者に対して登所を禁止することができる。

(緊急時における対応方法)

第 12 条：放課後児童クラブ山王学舎は、ガイドライン*に定める「安全管理、危機管理」に従い、事故やケガの防止と対応、衛生管理、防災・防犯対策、来所・帰宅時の安全確保、緊急時における対応を行う。

ガイドライン*：放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究 改訂版・放課後児童クラブ
ガイドライン/平成 25 年 3 月 3 日 財団法人こども未来財団

(非常災害対策)

第 13 条：非常災害発生時は、放課後児童クラブ山王学舎危機管理マニュアルの定めに従い行動する。また、日頃から安全管理、安全指導、危機対応に取り組むものとする。

(苦情解決)

第 14 条：放課後児童クラブ山王学舎は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口は職員がこの任に当たる。

2 放課後児童クラブ山王学舎は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童クラブ山王学舎は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(秘密保持等)

第 15 条：職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童クラブ山王学舎は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条：放課後児童クラブ山王学舎職員は、利用者に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条：放課後児童クラブ山王学舎は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 放課後児童クラブ山王学舎は、財産、収支、及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、市が定める期間、保存するものとする。

附則 この規定は、平成 30 年 9 月 8 日より実施する。

※「放課後児童クラブ山王学舎 運営規定」は、放課後児童健全育成事業届出のものと同様。